

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムのガバメントクラウドへの移行
担当課	医療保険年金課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した国保標準システムをガバメントクラウドへ移行し、安定した国民健康保険事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む)及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>国民健康保険事務で使用している「市町村事務処理標準システム(以下「国保標準システム」という。)」は、平成31年2月から導入しており、国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会が開発したシステムである。</p> <p>令和3年9月に公布された「標準化法」において、国民健康保険事務をはじめとする標準化対象事務については、標準化基準(標準仕様書)が示され、各市区町村はその基準を満たしたシステム使用することが義務付けられており、令和7年度末までに標準化へ対応することが求められている。一方、国民健康保険に係る業務支援システムについては、「国保標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年夏までに標準仕様書の“見直し”を行う」とされている。標準仕様書と国保標準システムの一部の機能要件で生じている乖離部分については、適宜、標準仕様書に適合させるための改修が行われるため、新たな業務システムの調達は行わない。</p> <p>なお、標準化法第10条により、標準標準システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>現在、国民健康保険に関する事務(資格の取得・喪失、保険給付、保険料の収滞納等)で運用している国保標準システムを、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築する。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>国保標準システムの継続利用にあたり、ガバメントクラウド上に構築した同システムに個人番号を含む個人情報を保管する。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>外部結合に係るシステムへの移行業務及び、運用保守業務を委託する。</p> <p>※個人情報の流れは、資料41-1のとおり</p>

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行 について

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料4 1-2のとおり 3 記録するコンピュータ 国保標準システム (ガバメントクラウド上に移設)
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づいた国保標準システムの運用を実現し、安定した国民健康保険事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務で運用している国保標準システムを、「標準化法」に基づきガバメントクラウドへ移設する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年4月～令和6年12月まで (予定) 移行期間 令和7年1月から (予定) 本稼働

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムの外部結合について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料4 1-2のとおり
結合の相手方	デジタル庁(ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	標準化法第10条において、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムに構築する国保標準システムを利用する必要があるため。
結合の形態	情報システム課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、国保標準システムを移設するガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和6年4月(予定)(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行に係る業務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務
委託先	株式会社日立システムズ(予定) (プライバシーマーク、ISO27001取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料41-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(国保標準システム)
委託理由	<p>「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。</p> <p>なお、上記事業者とは、国保標準システムの導入にあたり、プロポーザルを経て平成29年6月から業務整備の委託を締結し、システム整備開発を進め、平成31年2月から本稼働を実施した。以降、同システムの業務運用保守については、当該システム全体の基本設計・詳細設計・データ移行・区独自外付システムを構築した上記事業者を指定することで、安定かつ効率的な国民健康保険事務を実現している。</p> <p>標準化法に基づく環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有するだけでなく、新宿区で運用する国保標準システムに精通している現事業者に業務を委託することで、引き続き、新宿区の実態に即した国民健康保険事務を実現することができるため。</p>
委託の内容	国保標準システムのガバメントクラウド移設作業に係る業務
委託の開始時期及び期限	令和6年4月から令和7年1月31日まで(予定)(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり